

平成 29 年 3 月 31 日

お知らせ  
第 2 号

ノーリツ健康保険組合

子宮がん検診、乳がん検診及び主婦生活習慣病健診の実施について

本年も疾病予防事業の一環として、「子宮がん検診」、「乳がん検診」及び「主婦生活習慣病健診」を実施します。

検診を希望される方は、最寄りの検診機関にて受診して下さい。

検査料につきましては「子宮がん検診利用補助金支給申請書」、「乳がん検診利用補助金支給申請書」及び「主婦生活習慣病健診補助金支給申請書」にてノーリツ健康保険組合へ請求下さい。

なお、検診は健康保険証を使用せず、必ず検診費用を全額窓口でお支払下さい。保険証を使用して受診されると、補助の対象外となりますのでご注意下さい。

※「子宮がん検診利用補助金支給申請書」、「乳がん検診利用補助金支給申請書」及び「主婦生活習慣病健診補助金支給申請書」はノアネット一健保HP一届出・請求書ダウンロードにあります。

記

1. 対象者 子宮がん 20歳以上の女性被保険者及び被扶養者(妻)  
乳がん 35歳以上の女性被保険者及び被扶養者(妻)  
主婦生活習慣病健診 35歳以上の女性被保険者及び被扶養者(妻)  
(平成 29 年 12 月 31 日現在)

※主婦生活習慣病健診は、特定健康診査、人間ドックを受診される方は対象外となります。

2. 期間 平成 29 年 4 月 1 日 (土) ~ 平成 30 年 3 月 31 日 (土)  
3. 回数 上記期間内で 1 回  
4. 検査費 別添の利用補助申請書にてノーリツ健康保険組合へ請求下さい。  
なお、申請書には利用金額が確認できる領収書(原本)を添付して下さい。  
添付して頂く領収書に検診の記載がない場合は、検査結果表等(写)で  
健保組合にて検診の種類が確認できるものを追加添付して下さい。  
5. 検査費上限 子宮がん 5,000 円、乳がん 5,000 円、主婦生活習慣病健診 12,000 円

個人情報の利用目的について

子宮がん検診、乳がん検診利用補助金申請書の個人の情報は補助金支給の目的以外で利用することはありません。  
また、検査結果のコピー等の個人情報も、補助金支給の目的以外で利用することはありません。

主婦生活習慣病健診の個人の情報は特定保健指導の対象者抽出と特定保健指導の実施時に利用させていただきます。  
併せて、事前の同意の上、受診頂きますようお願い致します。

尚、お問合せについては当健康保険組合にご連絡下さい。